

**令和7年度県外向け広報(復興情報発信)に係る
企画、媒体制作・媒体制作監理等業務**

業務仕様書

令 和 7 年 6 月
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度県外向け広報（復興情報発信）に係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「委託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

（１） 目的

東日本大震災の記憶と教訓を伝承し、復興への継続的な支援と交流の促進につなげるため、復興の歩みを進める岩手の姿と新たな岩手の魅力を県外に向けて発信し、岩手のイメージアップを図るもの。

（２） 広報テーマ

次のコンセプトにより広報を行うものとする。

《コンセプト》「復興の歩みを進める岩手の姿」と「新たな岩手の魅力」を発信

復興の歩みを進める岩手の姿、新たな岩手の魅力等をテーマとしたポスター及び動画を制作し幅広く発信することで、記憶と教訓の伝承や継続的な支援（県産品の購入や来県）につなげる。

なお、令和7年度は、震災から14年が経過したことで被災地報道が減少し、首都圏等では震災の風化が進むことが懸念されることから、陸前高田市出身で「いわて☆はまらいん特使」の村上弘明氏を起用したPR効果が高い手法等を提案すること。

2 仕様等

（１） 業務内容・規格等

ア ポスターと動画の制作

納期は令和8年1月31日とする。

（ア） ポスター

（a） 種類

4種類

（b） 枚数

下記(c)で使用する分を除き、B3判横各250枚、B2判縦各250枚。その他の企画については自由提案とする。

（c） 首都圏での交通広告

提案するポスターと同じデザインで首都圏での鉄道中吊用（B3横）3,000枚を別途制作すること。（首都圏での鉄道中吊り媒体費は県で対応するが、郵送料等を負担すること。）

（イ） 動画

（a） 種類

上記ポスターと連動した村上弘明氏が出演する作品2種類以上（各3～5分程度）を制作すること。加えて、上記内容をまとめたPR用動画（1分程度）を1種類以上、SNS及びデジタルサイネージ等での活用を想定した縦型動画（15～30秒程度）を3種類以上制作すること。

（b） 納品

制作した動画は、DVDで10枚納品するとともに、動画データ（mp4形式等）を提出すること。

（c） 権利処理

動画は、イベントやマスコミへのプロモーション等での活用を可能とすること。また、専用サイトに掲載するとともに、ニコニコチャンネル、YouTubeなどの動画配信サイトでの配信を可能とすること。

(d) 視聴促進

制作した動画は、岩手県公式動画チャンネル（YouTube）で公開するが、視聴回数を促進するための施策を提案すること。

イ 既存 WEB サイトの更新

上記アで制作したポスター及び動画が完成次第、速やかに特設サイト「いわてとあなたがつながるページ（www.iwatekara.jp）」の更新を行うこと。

ウ 自由提案

上記ア・イ以外に、PR効果が高い広告媒体を用いた広報を予算額の範囲内で提案すること。

(2) ポスター・動画制作の留意事項

ア 出演者

(ア) 村上弘明氏（動画）

出演調整、撮影時のアテンド等、本業務に必要な事項を実施すること。

(イ) 村上弘明氏以外（ポスター・動画）

岩手県民の起用に努めること。

イ 撮影

(ア) 原則、岩手県内ロケとする。

(イ) 撮影スタッフは、岩手県在住もしくは、岩手県出身者を起用するよう努めること。

(ウ) 本編作品に加え、撮影状況などを記録したメイキング動画を制作するような企画提案を行うこと。

ウ 編集

編集場所は、岩手県以外で実施しても構わない。なお、編集時には、関係者に対するレビューを行い、意見等を反映させた上で、完成とすること。

※ 上記留意事項の対応方法は、企画提案書に盛り込むこと。

(3) 企画提案を求めるに当たっての視点

ア 主に県外に向けて、PR効果の高い情報発信ツールの制作及び発信をすること。

イ パブリシティ効果に配慮し、限られた予算で最大の広報効果を目指すこと。（情報露出拡大、人々の「感動」を呼び「共感」を得る関係構築等）

ウ 実現可能な提案を提出すること。実施にあたって、不確定要素や県・関係機関等の協力要件がある場合は、具体的かつ明確にその内容を示すこと。

エ 目的とターゲットに応じた、メディア（マスコミ、Web等）や手法（パブリシティ、広告等）の効果的な選択・組み合わせにより、震災の風化防止及び岩手県への来訪及び県産品の購入といった具体的な行動のきっかけとなり得る広報とすること。

オ 広報効果が一時的ではなく継続することが期待できるような広報展開に留意すること。

カ 広報効果の検証に留意し、広告換算や広告測定など客観的な効果測定を示すこと。可能な範囲で、広報ターゲットの感想・意見など直接的な反応を把握すること。

3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 委託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 委託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その際は事前に、県に対して書面で再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を報告しなけ

ればならない。

(2) 再委託の相手方

委託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記(1)イにより委託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 委託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって委託者から県に移転するものとする。その詳細については、県及び委託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

委託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

(6) 個人情報の保護

委託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年岩手県条例第 49 号）を遵守しなければならない。